リ　第二条第九号に係る国外適合性評価事業（以下「第九号事業」という。）に係る認定	百七十五万二千四百円
ヌ　第二条第十号に係る国外適合性評価事業（以下「第十号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円
ル　第二条第十一号に係る国外適合性評価事業（以下「第十一号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円
二　法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者	申請一件につき
イ　第一号事業に係る認定の更新	百七十三万六千八百円
ロ　第二号事業に係る認定の更新	百一万三千円
ハ　第三号事業に係る認定の更新	四十六万千円
ニ　第四号事業に係る認定の更新	百一万三千円
ホ　第五号事業に係る認定の更新	四十六万千円
ヘ　第六号事業に係る認定の更新	百二十六万九千五百円
ト　第七号事業に係る認定の更新	百一万三千円
チ　第八号事業に係る認定の更新	三百三十二万八百円
リ　第九号事業に係る認定の更新	百七十三万六千八百円
ヌ　第十号事業に係る認定の更新	四十六万千円
ル　第十一号事業に係る認定の更新	四十六万千円
三　法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者	申請一件につき
イ　第一号事業に係る変更の認定	七十二万九千円
ロ　第二号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
ハ　第三号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ニ　第四号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
ホ　第五号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ヘ　第六号事業に係る変更の認定	五十三万六千五百円
ト　第七号事業に係る変更の認定	四十四万八千六百円
チ　第八号事業に係る変更の認定	百三十一万五百円
リ　第九号事業に係る変更の認定	七十二万九千円
ヌ　第十号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円
ル　第十一号事業に係る変更の認定	二十四万四千五百円

別表第一の備考十二中「十四万八千八百円」を「十二万九千四百円」に改め、同表の備考十二を同表の備考十六とし、同表の備考十一中「十まで」を「十四まで」に、「十四万八千八百円」を「十二万九千四百円」に改め、同表の備考十一ただし書中「四十七万四千九百円」を「四十六万七千八百円」に、「二十四万四千六百円」を「二十万千七百円を減じた額とし、第十一号事業に係る認定を受けている者が第十号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第十号事業に係る認定を受けている者が第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項ヌ若しくは二の項ヌ又は一の項ル若しくは二の項ルに定める額から二十万千七百円」に改め、同表の備考十一を同表の備考十五とし、同表の備考十中「又は第七号事業」を「、第七号事業又は第十一号事業」に、「若しくはト」を「、ト若しくはル」に、「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に改め、同表の備考十四とし、同表の備考九中「又は第八号事業」を「、第八号事業又は第九号事業」に、「若しくはチ」を「、チ若しくはリ」に、「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に改め、同表の備考九を同表の備考十三とし、同表の備考八中「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に、「二十四万四千六百円」を「二十四万九千四百円」に改め、同表の備考八を同表の備考十一とし、その次に次のように加える。

十二　第十号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業及び第三号事業を除く。）に係る認定等を受けようとする場合における当該第十号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項ヌ又は二の項ヌに定める額から十五万三千二百円（第十号事業に係る認定等と同時に第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合にあっては、二十四万九千四百円）を減じた額とする。

別表第一の備考七中「十四万八千八百円」を「十五万三千二百円」に、「四十七万四千九百円」を「四十九万千七百円」に改め、同表の備考七を同表の備考十とし、同表の備考六の次に次のように加える。

七　第九号事業に係る法第三条第一項の認定を受けようとする場合であって、同条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して認定を受けようとするときは、一の項リに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

八　第九号事業に係る法第六条第一項の認定の更新を受けようとする場合であって、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者がその更新を受けようとするときは、二の項リに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

九　第九号事業に係る法第七条第一項の変更の認定を受けようとする場合であって、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者が変更の認定を受けようとするときは、三の項リに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

別表第二の一の項イ中「九十四万六千五百円」を「八十七万七千九百円」に改め、同項ロ中「四十一万七千円」を「三十九万四千八百円」に改め、同項ハ中「九十四万六千五百円」を「八十七万七千九百円」に改め、同項に次のように加える。

ニ　第十一号事業に係る認定又はその更新	三十九万四千八百円

別表第二の二の項イ中「三十八万二千七百円」を「三十六万二千四百円」に改め、同項ロ中「十九万四千円」を「十八万四千五百円」に改め、同項ハ中「三十八万二千七百円」を「三十六万二千四百円」に改め、同項に次のように加える。

ニ　第十一号事業に係る変更の認定	十八万四千五百円

別表第二の備考一中「ハまで」を「ニまで」に、「十五万千八百円」を「十四万四千三百円」に改め、同表の備考二中「十まで」を「十四まで」に、「ハまで」を「ニまで」に、「十五万千八百円」を「十一万九千四百円」に改め、同表の備考三中「一の項」を「一の項イからニまで」に、「十五万千八百円」を「十一万九千四百円」に改める。

附　則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の相互承認に関する議定書が適用される日から施行する。

総務大臣　寺田　稔
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄